

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、以下に掲げる経営理念・社是及び経営基本方針等に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現する体制の充実・強化に継続して取り組んでまいります。

< 経営理念 >

奉仕は、真価の追求なり
啓発は、未来の追求なり
協調は、繁栄の追求なり

< 社 是 >

創り、活かし、満たす

< 経営基本方針 >

人のお役に立つために、創造提案型企業をめざす

< 社 訓 >

感性と実践力を磨き、健康で豊かな環境づくりに貢献します

行動指針

・生きがい実践の5か条
・人財像(創造・挑戦・共生)
・S.T.G(サンコーテクノグループ)モラル憲章

< 中期経営ビジョン >

私たちは、独自の締結(ファスニング)システムで、安全・安心を提供するモノづくり集団を追究します
お客様へ_お客様の期待を超える価値創造を実践し、“SANKOブランド=人”を実現します
お取引先様へ_共育・共創・共生をキーワードに共鳴し合える関係を構築します
社会へ_事業を通じて、安心して暮らせる豊かな環境づくりに貢献します
株主様へ_持続的な利益創出と株主還元により企業価値の向上を図ります
社員へ_自身の成長とチームの達成感(喜び)を共有できる職場環境を構築します

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1 - 2 - 2】

当社は、招集通知の発送は法定期日通りであります。取締役会決議から招集通知を発送するまでの間、TDnetやウェブサイトへ公表しております。今後、早期発送につきましては出来る限り早く発送できるよう検討してまいります。

【補充原則 1 - 2 - 4】

現在、当社における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳は行なっていません。しかし、今後におきましては機関投資家や海外投資家の比率が20%以上となった時点で議決権の電子行使を可能とするための環境の整備(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めてまいります。

【補充原則 3 - 1 - 2】

当社における株主の海外投資家の比率は相対的に低いため、英語での情報開示は現在行っておりません。今後、海外投資家の比率が20%以上となった時点で、英語での情報開示を進めてまいります。

【補充原則 4 - 1 - 3】

当社は、最高経営責任者の後継者計画は重要な課題であると考えており、今後、取締役会等を通じてグループ全体として適切に計画を立案し、実行していきたいと考えております。また、当社の経営ビジョンや経営計画を実現していくため、後継者育成計画の策定に着手し、主要な子会社を含め、育成対象とする重要なポジションの特定、その人材像・求められる能力・スキル等の明確化の検討を開始しております。

【補充原則 4 - 10 - 1】

独立社外取締役は現時点で取締役会の過半数に達していませんが、現段階において、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査等委員との連携体制は構築されております。今後は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した機関を設置することも検討しております。

【原則 4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役は、経営、財務、マーケティング等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。

また、当社の監査等委員には、経済学、経営学の学識経験者、財務・内部監査等の有識者がおり、財務・会計に関する適切な知見を有しております。

ただし、ジェンダーや国際性の面を含む多様性については、十分に確保されているとは言えないことから、多様性の確保の観点に重きを置いた取締役候補の選定に努めてまいります。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、全取締役が取締役会全体の実効性について定期的に分析・評価しております。なお、開示については今後検討してまいります。

【原則5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は現段階において中期経営計画を公表いたしていませんが、自社の資本コスト面からの検討を加えた長期的な目標水準と主要な数値目標、経営資源の配分等の考え方を検証するとともに、その達成に向けた定性的・定量的根拠を日常的IR活動を通じ、具体的、かつわかり易い表現で説明するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社では、事業運営上、企業価値の向上に資する保有目的があると判断した取引先の株式については保有いたしますが、その意義が必ずしも十分でない判断される株式については、縮減を図ります。

当社が保有する個別の政策保有株式に関しては、毎年、取締役会において、保有目的の適切性、保有に伴うメリット、リスク、中長期的な経済合理性等とのバランスを精査し、保有の可否を検証し、上記保有方針に則して定期的に保有の継続、処分の判断を実施します。

また、当社は政策保有株式に係る議決権行使について発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合、違法行為が発生した場合等における該当議案には反対するなど、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるかどうかを総合的に判断することとしています。これにより当社の企業価値の向上、当社株主の中長期的な利益につながると考えています。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引を行うに際しては、取締役会規程に基づき、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、事前に取締役会において決議しております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度を採用しておりませんので、本原則には該当いたしません。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 経営理念・経営基本方針・中期ビジョン・経営計画等を当社ウェブサイトに掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイトに掲載しております。

(3) 当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬は、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度や株価によって変動する業績連動報酬で構成され、報酬額の水準については国内外の同業または同規模の他企業との比較の上、当社の業績に見合った水準を設定しております。監査等委員である取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上に資する業務執行に関する適法性及び妥当性監査に関する実績及び職責を勘案し、決定しております。

(4) 取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、下記(a)～(c)を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。

なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

(a) 取締役（監査等委員であるものを除く）候補の選定について：当社の経営理念に基づき、当社のみならず業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、会社全体の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(b) 監査等委員である取締役候補の選定について：当社の経営理念に基づき、業務執行取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(c) 社外役員候補の選定について：社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務及び会計、関連業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(d) 経営陣幹部の解任について：当社の取締役として求められる能力・資質・経験・価値観に疑義が認められるなど、選定基準を満たさなくなった場合は解任すべき理由を明らかにし、社外取締役の助言を得たうえで、社外取締役3名を含む取締役会で協議を行う。解任すべき正当な理由があると取締役会が判断した時は法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任する。

(5) 社外役員候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。また、解任理由については上述(4)のとおりであります。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要度により項目ごとに金額基準等を定め、取締役会付議基準を定めております。経営各階層が決定すべき事項については、職務権限規程等にてその権限基準を定め各職位の職務権限を明確にしております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。今後は当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3 - 1(4)の記載のとおりであります。今後は必要に応じて社内規程等で定める等の検討を行うと共に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、社外役員を除く取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を取締役会規程にて定めております。加えて、年1回、関連当事者間取引の有無・兼任状況を確認するアンケートを実施しており、全取締役の兼任状況について管理すると共に、当社における役割・責務を十分に担えるかを確認しております。なお、全取締役の兼任状況については毎年定時株主総会の事業報告書において開示

を行っております。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役のトレーニング】

取締役に対するトレーニングの方針については、取締役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行うこととし、開示をしております。これは、業務上必要な知識の習得等のため、また時代の変化に応じた知識や情報を得ることで、当社の発展及び業界に寄与できることを目的としております。

【原則5 - 1 .株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、代表取締役がIR担当役員を担い、経営管理本部長が情報開示責任者を担っております。また、経営管理本部内にIR担当を配置しております。株主や投資家に対しては、決算説明会を年2回開催するほか、当社ウェブサイトを通じて説明会資料の配信を行っております。このほか株主に対しては、年2回、「株主通信」を配送しております。

上述のIR活動を通じて収集された情報については、随時、取締役会へ報告を行い、取締役との情報共有を行っております。

株主・投資家・アナリストとの対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
洞下英人	1,156,584	14.18
東京中小企業投資育成株式会社	720,608	8.83
有限会社サンワールド	680,160	8.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(証券投資信託口)	378,000	4.63
サンコーテクノ社員持株会	348,084	4.26
新井栄	262,096	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	231,500	2.83
洞下照夫	215,024	2.63
株式会社みずほ銀行	178,400	2.18
佐藤静男	166,776	2.04

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松岡 省一	他の会社の出身者											
岩城 龍夫	その他											
佐藤 靖	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松岡 省一	○	○	――	同氏は、企業経営ならびに経営基盤づくりや社内環境整備に関する十分な実績を有しており、経営を含む幅広い業務経験と高い見識に基づいた監査を期待し社外監査等委員に選任しております。また、同氏は当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

岩城 龍夫	○	○	——	同氏は、会計検査院における長年の財政監督の業務経験と知見を有しており、これまでの経験と知見を活かした貢献を期待し、社外監査等委員に選任しております。また、同氏は当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
佐藤 靖	○	○	——	同氏は、コンサルティング会社の経営者として企業経営に対し十分な知識と経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し社外監査等委員に選任しております。別業種の経営者の視点を保持し、独立した立場で経営に対して公正・公平な視点で活動していることから、独立役員に指定しております。なお、同氏は青学コンサルティンググループ株式会社の代表取締役であります。同グループと当社の間での取引はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	2	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社では監査等委員会の職務を補助すべき組織として「監査等委員会事務局」を設置しております。人員は1名で他部門との兼務のかたちであります。監査等委員会の職務を執行している場合は、他の取締役等の指揮・命令権はなく、同事務局人員の異動についても監査等委員会の同意を必要としており、同事務局の独立性は担保されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは年4回の定例報告会及び必要に応じ随時報告会を開催しております。また、内部監査部門を毎月の監査等委員会に出席を求め、日常の意見交換、現状の把握及びリスクの管理、並びに監査結果の共有を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役に対するストックオプション付与については、各取締役の功績等を勘案して付与数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプションは、役員にかかる報酬等の規程改定に伴い、各取締役の退職金を廃止したこと、並びに当社の業績、企業価値の向上及び株価上昇に対する取締役の士気や意欲を高めることを目的として、平成24年より当社業務執行取締役が付与しております。平成30年3月31日現在で残存するストックオプションの総株式数は92,000株(取締役4名)となっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬の開示はしていません

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度額以内で、世間水準及び社員給与とのバランスを考慮して、取締役会にて決定しております。ただし、監査等委員の報酬は、監査等委員会にて決定しております。取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の定時株主総会において年額240,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、平成24年6月27日開催の第48回定時株主総会において、業務執行取締役の報酬限度額につき、別枠で、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額48,000千円以内と決議いただいております。監査等委員の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

経営管理本部の秘書担当を通じて、取締役会等の開催や議事等の情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、法令・企業倫理の遵守が経営の根幹であるとの信念に基づき、社会の信頼を得るため透明度が高く公正な経営体制を構築することが経営の最重要課題であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当社は、平成28年6月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

当社の取締役会は取締役6名(うち社外取締役3名)で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回、必要に応じて臨時に開催され、重要な事項、法令等遵守の状況、月次業績報告及び業務執行状況が付議されております。

また、財務報告の信頼性を確保することを目的に、監査等委員及び内部統制部門(CSR室、経理・システム部門等)から構成される内部統制委員会を設置し、有効性の検証を定期的に行っております。

監査等委員会は、3名全員が社外監査等委員で構成されており、そのうち常勤監査等委員が2名、非常勤監査等委員1名となっております。監査等委員会は、取締役の業務執行並びに当社及び国内外の関係会社の業務や財政状況を監査しております。また、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員1名を選任しております。

また、社外取締役3名を独立役員として指定しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は新日本有限責任監査法人の稲垣正人、廣瀬美智代であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者等6名、その他6名であります。なお、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の額は、新日本有限責任監査法人へ27,000千円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務の健全性を保つためCSR室が当社の内部監査を行い、その結果を直接代表取締役社長に報告しております。また、経営管理本部において関係会社の管理を行っております。

経営の透明性については、株主総会における事業活動の説明及び株主との対話を充実させることで確保すると共に、IR活動を通じて市場との対話を継続的に行っております。

また、顧客満足度を向上させるための製品の品質維持や継続的な改善体制を監督するISO事務局及び各部署の業務を監査するCSR室などがあり、随時十分な管理が行われる体制になっております。

以上の理由により、現在の体制は経営の監視機能の観点から十分に機能する体制と認識しており、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	出来得る限り、多くの株主の皆様にご出席していただけるよう、集中日開催を避けて開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を作成し、当社ホームページで開示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回(5月、11月)開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「IR情報」内に掲載しております。 (URL http://www.sanko-techno.co.jp/ir/index.html) 開示内容:決算情報、財務ハイライト、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、IRカレンダー、ディスクロージャーポリシー等	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報取扱責任者として経営管理本部長 甲斐一起が就任しており、IRについては経営管理本部内のIR担当が受け持っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社「ディスクロージャーポリシー」に基づき情報開示を行っております。 (当社ホームページ「IR情報」に掲載)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制、また財務報告の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制

- (1)法令等遵守を経営の重要課題の一つと位置付け、「S.T.Gモラル憲章」を定め、企業倫理の確立及び徹底を図ります。
- (2)「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス担当役員(統括責任者)並びに法令上疑義のある行為等の調査、指導を行うための法務担当をCSR室に設置すると共に、必要に応じて各分野の担当部署が、関係規程、マニュアルを策定し研修を実施します。
- (3)業務執行部門から独立したCSR室内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、組織・制度監査として「コンプライアンス規程」の運用状況について、内部監査を実施します。
- (4)法令等遵守のための報告制度に関し、「内部通報規程」に基づき、監査等委員、CSR室に「勇気の窓口」を設置し、社内通報体制を運用します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)株主総会、取締役会等の議事録、並びに稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を記録します。
- (2)取締役の職務執行に係る重要な書類については、「定款」、「取締役会規程」、「稟議(申請)規程」、「文書取扱規程」等に基づき保存及び管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、方針、基本目的、行動指針等を明記した「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクの抽出・分析、マネジメントプログラムの策定等を行うと共にリスクマネジメントシステム管理責任者(統括責任者)並びに全社的な運用管理部門を設置し、リスクマネジメントシステムを運用します。
- (2)各部門長を部門リスクマネジメント管理者とし、各部門に係るリスク管理を行います。
- (3)業務執行部門から独立したCSR室内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、組織・制度監査として、「リスクマネジメント規程」の運用状況について、内部監査を実施します。
- (4)緊急事態が発生した場合には、「リスクマネジメント規程」に基づき、緊急対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「取締役会規程」に基づき取締役会を毎月1回開催するほか、臨時で決裁又は報告の必要が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催します。
- (2)経営理念を基軸に策定される中期経営ビジョン並びに年度経営方針に基づき各本部、部門が経営戦略及び予算を設定し、経営計画の進捗状況について取締役会で確認し、必要な対策や見直しを行います。
- (3)業務執行に際しては、毎期首に定める「職務権限規程」等に基づき各責任者が業務を遂行します。
- (4)業務執行部門から独立したCSR室内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、運用状況等効率的な業務執行について内部監査を実施します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)グループ内の企業は、それぞれ自社の特性を踏まえ、自主的に経営判断を行い相互に独立性を尊重すると共に「グループ会社規程」に基づき、法令で定められた内部統制を構築、整備します。
- (2)グループ会社全てに適用する行動規範として定められた「S.T.Gモラル憲章」に基づき、グループ各社で諸規程を定め、業務の適正を確保します。
- (3)経営管理については「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の取締役を兼任する当社の役員及び経営管理本部が定期的に、グループ内企業の経営計画に対する業務執行状況及び内部統制の構築状況の整備、運用状況等について、随時ヒアリング及びモニタリングを実施する等して、グループ会社経営の管理を実施します。
- (4)当社の監査等委員は、当社及び子会社の業務執行の適正性を確保するためにCSR室、経営管理本部、会計監査人及び子会社の内部監査部門、監査等委員と情報交換を行い、相互連携を図っております。
- (5)グループ会社の従業員は、「グループ会社管理規程」に基づき、当社からの要求内容が法令上の疑義、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、関連部門に報告するほか、「内部通報制度」によりCSR室等に報告することができます。

6. 財務報告の適正を確保するための体制

- (1)適正な財務報告を経営の重要課題の一つと位置付け、主管部門を中心とし財務報告の適正を確保するために有効な内部統制を実施します。
- (2)経理関係規程等に基づき適正な会計処理並びに財務報告が行われるよう、財務報告の適正を確保するために必要な規程を整備します。
- (3)会計システムを通じて、財務諸表が作成される重要な決算財務報告に係る業務プロセス及び決算・財務報告以外の業務プロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点を認識し、不正や誤りが生じないような内部牽制等を行います。
- (4)業務執行部門から独立したCSR室内部監査担当が「内部監査規程」に基づき、財務報告の適正を確保するための内部統制の有効性について内部監査を実施します。

7. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制

- (1)監査等委員の職務を補助すべき組織として「監査等委員会事務局」を設置しており、監査等委員の指示に従いその職務を遂行します。
- (2)「監査等委員会事務局」の人数等は「監査等委員会」との間で協議のうえ決定します。

8. 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する体制

- (1)「監査等委員会事務局」に所属する監査等委員補助者の人事異動・評価については、「人事考課規程」に基づき、監査等委員と事前に協議します。
- (2)監査等委員補助者は、取締役からの独立性を確保するため業務執行部門にかかる役職を兼務しません。

9. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制並びに監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会等の法令の定めるもの及びその他の重要会議に監査等委員が出席することにより、取締役及び使用人の重要な業務執行に関する事項の報告を受けることができます。
- (2)取締役及び使用人は、監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」、「監査等委員監査規程」の内容を理解し、監査等委員会及び監査等委員

による監査活動に対して協力します。

(3)「監査等委員監査規程」に基づき、監査等委員は必要に応じて重要な業務執行に関する事項等について、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるほか、会議録、稟議書、契約書等業務執行に関する重要な書類を閲覧します。

(4)「内部通報規程」、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が「勇気の窓口」を通じ監査等委員に報告します。

(5)監査等委員に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由にして、不利な扱いを受けないことを確保します。

(6)代表取締役は定期的に監査等委員と会合を持ちます。

(7)監査等委員が当社の監査のため必要な範囲において、グループ内の企業を調査することができる体制とします。

(8)監査等委員が監査法人、CSR室内部監査担当その他の監査機関と円滑に連携して実効的に監査することができる体制とします。

10. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に関わる体制

(1)監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、全役職員の行動基準を明示した「S.T.Gモラル憲章」において、「全社員が反社会的勢力に対して毅然とした態度をとる」旨を掲げ、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針としております。

(2)整備状況

当社は、上記基本方針のもと「コンプライアンス規程」において反社会的勢力排除に向けた取組みを定め、全役職員及び関連会社への周知徹底を行うとともに、コンプライアンス担当役員を設置し体制の整備を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品市場の公正性と健全性に資することを目的として、重要な会社情報をステークホルダーへ迅速、正確かつ公平に開示することを周知徹底しております。

情報取扱責任者(経営管理本部長)は、重要事実等が生じた場合は、該当する所管部門および子会社より報告させ、東京証券取引所の定める適時開示規則に照らし、「決定事実」は会社が意思決定した時点、「発生事実」は会社が発生を認識した時点で、経営管理本部を通じて速やかに開示しております。

【概要図】

(平成30年6月28日現在)

